

議第54号

令和5年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度滋賀県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ426,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 219,857	千円 85,258	千円 305,115
	1 繰越金	219,857	85,258	305,115
3 諸収入		110,001	7,742	117,743
	1 県預金利子	48	△ 27	21
	2 貸付金元利収入	109,648	7,800	117,448
	3 雑収入	305	△ 31	274
歳入合計		333,000	93,000	426,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康医療福祉費		千円 162,771	千円 △ 97,830	千円 64,941
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	162,771	△ 97,830	64,941
3 予備費		—	190,830	190,830
	1 予備費	—	190,830	190,830
歳出合計		333,000	93,000	426,000